

【 案 件 の 概 要 】

【諮問内容】

- ・ 構造改革特区の区域内において、肉又は毛皮を利用する目的、生態系等に係る被害を防止する目的等でノヤギが捕獲の対象となる場合、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の特例措置として、ノヤギを狩猟鳥獣とする。
- ・ なお、本特例措置は、構造改革特別区域での特例措置であり、構造改革特別区域法第2条第3項に基づき、「環境省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令」の一部を改正する。

○ 構造改革特別区域内においてノヤギを狩猟鳥獣とする。

(参考1)

関係法令

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）抜粋

(定義)

- 第二条 この法律において「構造改革特別区域」とは、地方公共団体が当該地域の活性化を図るために自発的に設定する区域であつて、当該地域の特性に応じた特定事業を実施し又はその実施を促進するものをいう。
- 2 この法律において「特定事業」とは、地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業のうち、別表に掲げる事業で、規制の特例措置の適用を受けるものをいう。
- 3 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第四章で規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令により規定された規制についての政令又は主務省令で規定するこれらの規定の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

環境省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年環境省令第13号）

(特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができる場合の特例)

- 第一条 地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）が、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）内において、特別管理産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第五項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。）の収集又は運搬に当たって次の各号に掲げる要件を満たす運搬用パイプラインを用いる必要があると認めて、法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る運搬用パイプラインを用いる場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第四条の二第一号ハただし書の環境省令で定める場合とみなす。
- 異なる種類の特別管理産業廃棄物が混合しない構造を有するものであること。
 - 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
 - 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画の対象区域内に設置されるものであること。

(事業)

- 第二条 法別表第二十七号の主務省令で定める事業のうち環境省令で定めるものは、別表に掲げる事業とする。

別表（第二条関係）

事業の名称	関係条項
特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業	第一条

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第88号) 抜粋

(定義)

第二条 この法律において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。

2 この法律において「法定猟法」とは、銃器（装薬銃及び空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）、網又はわなであつて環境省令で定めるものを使用する猟法その他環境省令で定める猟法をいう。

3 この法律において「狩猟鳥獣」とは、その肉又は毛皮を利用する目的、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的その他の目的で捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下同じ。）の対象となる鳥獣（鳥類のひなを除く。）であつて、その捕獲等がその生息の状況に著しく影響を及ぼすおそれのないものとして環境省令で定めるものをいう。

4 この法律において「狩猟」とは、法定猟法により、狩猟鳥獣の捕獲等を行うことをいう。

5 この法律において「狩猟期間」とは、毎年十月十五日（北海道にあつては、毎年九月十五日）から翌年四月十五日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間をいう。

6 環境大臣は、第三項の環境省令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴いた上で、農林水産大臣に協議するとともに、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 (平成14年環境省令第28号) 抜粋

(狩猟鳥獣)

第三条 法第二条第三項の環境省令で定める鳥獣は、別表第一（省略）に掲げる鳥獣とする。

(参考2)

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)

(抜粋)

6. 国民潜在力の発揮

(1) 「制度・規制改革プロジェクト(仮称)」

新たな需要創出に向けて、これまで大きな岩盤に突き当たり、停滞していた制度・規制改革に正面から取り組む。

① 構造改革特別区域(特区)制度の活用

特区制度の活用により、新たな需要創出に向けた国民の創意や工夫に基づく提案等の実現に取り組む。

<具体的な措置>

○特区制度の活用

- ・ これまでの特区提案(第1次～16次)のうち、第16次提案について処理を促進(来年1月中を目途に結論)するとともに、過去の未実現の提案等の中から選定した提案の実現を図る。
- ・ 本対策の趣旨等に沿った新たな特区提案や特区計画申請を随時受け、速やかな処理に努める(平成22年3月末まで)。

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」における構造改革特区に係る
過去の未実現提案等についての政府の対応方針

平成 22 年 1 月 29 日

構造改革特別区域推進本部

政府は、昨年 12 月 8 日にとりまとめた「明日の安心と成長のための緊急経済対策」において、構造改革特別区域制度を活用し、過去の未実現の提案等の中から選定した提案の実現を図ることとした。

これを踏まえ、以下の対応方針をとることとする。

1. 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置

新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置は、別表 1 のとおりである。

2. 全国において実施する規制改革事項

構造改革特区として区域を限定するのではなく、全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項は、別表 2 のとおりである。

3. 規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等

規制所管省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等は、別表 3 のとおりである。これらについては、規制所管省庁はその検討内容及び進捗状況について内閣官房に所要の報告を行い、内閣官房は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

別表 1 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置 (抜粋)

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管省庁
1310	野ヤギの狩猟鳥獣への追加	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第2条第3項 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)第3条	野生化したヤギによる食害等を防ぐため、狩猟鳥獣の対象とする。	環境省

(※鳥獣保護業務室 注)

特区提案主体：奄美市他

特区提案年度：第12次提案募集(平成19年度)